

武蔵国における国人領主制の展開

段木, 一行 / DANGI, Kazuyuki

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

22

(開始ページ / Start Page)

63

(終了ページ / End Page)

79

(発行年 / Year)

1970-03-20

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00010900>

武蔵国における国人領主制の展開

段 木 一 行

一、はじめに

すぐれて流動的な中世後期の社会を解明する手がかりとして国人領主の動きが注目されている。これは領主対農民の階級的対立の接点として、国人領主層の存在をとらえているからと言えよう。それ故にわれわれは多くのすぐれた研究成果を持っており、つとに、永原慶二氏や田端泰子氏らによる集約がなされている。

特に黒川直則氏は、当時の「国人」という言葉が「荘内の有力名主・地侍層と、鎌倉以来の地頭に系譜をもつものの両者を含んでいる」とし、前者を土豪（土豪的名主）と呼び、鎌倉以降の地頭の系譜に連なる領主としての性格を有する者を国人領主と規定している。そして、この両者の区別を直接経営の有無と、村落共同体による規制のされ方の相違を一つのメルクマールと見なしているのである。

黒川氏は従来通説とされてきた守護領国制の理解に対する批判

として、それが戦国大名に通ずるものではなく、地頭の系譜を有する国人層の領主制を究明することが、室町——戦国期の主要な鍵であるとされる。

このような前提によってこれらの国人層による土豪層の組織化と、村落共同体との対決の中で、国人層が当然に持たなければならぬ階級的矛盾を解明しようと試みられる。けだし、熊谷、毛利、小早川といった安芸地方の国人を、専ら念頭に置いて論を進めていると付記される。

この小論では東国の中でも辺境地域に属する奥武蔵地方に焦点を合わせこの課題について検討してみたいと思う。

室町時代の全時期に亘り、京都室町の幕府と関東管領との対立は、単なる政争に止まることなく、奥武蔵に位置する谷戸集落をも渦中に投じていった。とくに、関東管領と執事上杉氏との相剋は、幕府権力そのものをめぐって行なわれ、そのためにも在地における国人層や農民層の動きは特に注目されなければならない。

武蔵国多西郡船木田庄内に本貫を置く平山氏を中心に在地の中小領主層は、いわゆる武州南一揆衆を結成して、武蔵国守護代大石氏や下野国の守護代長尾氏ら上杉氏の家臣と、時には鋭く対立し、時には共同の敵と対決するためにその陣営に加わらなければならぬような不安定な状況に置かれていた。

平山氏を中心とする武州南一揆衆は、郷村単位に蟠居する中小国人層及び土豪層であり、一揆を結成しながら外部からの侵略を防止し、かつ在地農民の動揺と反抗を阻止し、弾圧していったのである。

応永年間(一三九四—一四二八)において、平山氏が甲州勢の侵略と、在地農民の反乱を抑圧するのに、南一揆衆とともに、これらを壊滅し得た事実⁶は、少くとも上層農民の軍事的糾合にある程度成功していたことをも否定できない。

平山氏は平家物語に登場した著名な平山武者所季重を祖とし、武蔵国多西郡船木田庄平山郷を本貫地とする開発領主で、武蔵七党日奉氏の庶流に属する。

そして、建暦三年(一二一三)五月の和田の乱において、平山氏は和田、横山氏に加担したが、恐らく船木田庄下司職を有する御家人であったことは充分推測できるのである。すなわち、南北朝内乱期より室町中期にかけて、船木田庄領家職をことごとく対押し得た事実⁶は、このことを裏付けるものであって、この地を中心に領主権を展開していたと考えても誤りではあるまい。

武州南一揆衆は守護代大石氏との不安定な結び付きの中で、国人領主制展開の動きを見せる。

この小論ではこれら国人領主層が庄園体制との対決を鮮明にしつつ領主権を形成していくとともに、農民層支配を強化していく過程を、わずかな史料を通して検討して行きたいと思う。

註

(1) 永原慶二氏「守護領国制の展開」(「日本封建制成立過程の研究」所収)

田端泰子氏「中世後期畿内土豪の存在形態」(「日本史研究八二号所収」)

(2) 黒田直則氏「中世後期の領主制」(「日本史研究六八号」) 五五頁

(3) 永原慶二氏「東国における惣領制の解体過程」(「日本封建制成立過程の研究」所収)

(4) この問題をとりに上げたものに、峰岸純夫氏「室町時代東国における領主制の存在形態」(「史学」第三四卷第三・四号所収)その他すぐれたものがある。

(5) 吾妻鏡建暦三年五月六日条に、和田の乱にて討死した横山人々のうち、平山次郎、同小次郎の二人の名が見える。

(6) 室町幕府奉行人奉書案

東福寺雜掌有本申、武蔵国多西郡船木田庄領家職年貢之事、多年知行無相違之处、爰当国諸公事五ヶ年間、号御免、平山參河入道彼年貢錢対捍云、太以不可然、所詮不可被准自余公事上者、止平山違乱、可被全寺務之由也、仍執達如件

応永廿六年三月六日

長尾々張入道殿

治部丞(花押)
左衛門(花押)
(東福寺文書)

(7) 杉山博氏「守護領国制の展開」(岩波「日本歴史」中世3所収)

二、武蔵国多西郡船木田庄

平安時代から鎌倉時代にかけて摂関家領であった武蔵国多西郡船木田庄は、南北朝期には東福寺に寄進された。この船木田庄の中に由比(野)郷と平山郷が含まれている。

東福寺領となった船木田庄に關し、数通の年貢散用状があるが、ここに記載されている郷村の位置は現在でも、ある程度までたどることができる。すなわち、これらによって船木田庄域は、現在の東京都八王子市及び日野市に広がっていた。

このことを今少し具体的に検討して見ると多摩川の支流浅川はほとんど真西に向って伸び、豊田村を貫流し、現在の平山城跡公園の北側を大きく迂回して、八王子市の北半部を蛇行しながらさかのぼる。中野郷を経て横川郷と北浅川と南浅川に分かれ、北浅川はさらに細くなりながら中野郷と梅坪村に貫入する。南浅川は長房郷を遡り、由比(野)郷のふところ深く侵透していくのである。

建長二年(一二五〇)十一月、摂関家領船木田庄は中分され本庄と新庄に分断された。すなわち、前摂関一条実経には新庄が譲与され、右大臣九条忠家に本庄が分与された。しかし、この中

武蔵国における國人領主制の展開(段木)

分は領家職の相続の分割であって本質的な変化ではないが、在地における影響はただ庄域を機械的に分割するとか、耕作地をそれぞれに中分するという方法をとっていないことに注目したい。まず、第1表は本庄及び新庄の分割の状況を集落ごとに明らかにしようとして作製してみた。この表で明らかかなように郷村を単位に分割することなく、同じ集落に本庄分の耕地と新庄分の耕地が相互に錯綜し合って存在してはいるが、新庄分と本庄分とが同額に中分されていないところから、領家が東国におけるいわば遠隔地庄園に対して、相当の知識と支配権を有していたことは否定できない。

このような知識と在地支配の具体的な原因については後述するが、領家側は庄務面に下級貴族を起用したり、船木田庄が地頭請

第1表 船木田庄内郷村別年貢高

郷村名	本庄分		新庄分		計	
	貫	文	貫	文	貫	文
平山郷	10		10		20	
豊田村	6,		5,700		11,700	
中野郷	5,		3,300		8,300	
由比野郷		500	3,500		4,	
青木村	2,100		700		2,800	
梅坪村	1,		700		1,700	
大谷村	3,				3,	
大塚郷	3,				3,	
南河口郷	2,				2,	
北河口郷	2,				2,	
横河郷	1,500				1,500	
長房郷	1,				1,	
下堀村	1,				1,	
谷慈村		500				500
由木郷			7,700		7,700	
木切沢村			2,700		2,700	
合計	38,600		34,300		72,900	

所になつてゐる状況の中でも京都から代官を下向させてゐるからであると思ふ。

しかし、一方においてこの谷戸集落共同体を十分考慮したとは言ひ得ない中分の方法は庄園の支配体制を崩壊させる根本的な原因をなしているのである。

大きく見て船木田庄は東は多摩川の本流に区切られ、北はその支流秋川に、南は乞田川を堺にし、西は奥多摩の山麓に終つてゐる。この地域は現在でも優秀な耕地が少なく、多摩川の支流及びさらにそれらの細流や、自然の湧水に多くを依存しており、小規模な谷戸集落が船木田庄を形成してゐたと思われる。

湧水及び小規模河川を核にした集落は、もちろん田地を中心地として、これに続くやや平坦部分は「桑」が多く、戦国末期からは綿作地域として活用されてゐたのである。

谷戸田が中世における主要な耕地であつたことは、すでに永原慶二氏その他の諸先学によつて九州南部では明らかにされてゐるが、武蔵国においても同様の傾向を示めしていると考えられる。

船木田庄を構成する中世の郷村が本流多摩川を避けて、その支流と湧水に依存していることは、中世における特色になつており、近世に入つて多摩川の東に広がる広大な原野武蔵野が新田開発の対象になつて来るのが一般であつた。しかし、中世においてもまったく武蔵野が開発されなかつたということではなく、きわめて意欲的な努力がそがされてゐた事実を否定するものではない。

註

(8) 八王子市史 下巻 第三編

(9) 沙弥行惠藤原道家領処分状(東福寺文書)

(10) 奥野高広博士は、地頭請所になると「領家の代理人は、その庄園から撤退しなければなりません。領家の勢力は大きく後退することになります。この武蔵国船木田庄も地頭請所になつてゐます。」(「武蔵国の一揆と後北条氏」府中市史料集五 七八頁)とし、地頭請所になつてゐる船木田庄からも領家の代理人が撤退してゐると理解されておられる。

しかし、船木田庄は、すでに建長二年十一月の「沙弥行惠家領処分状において地頭請所になつてゐるにもかかわらず、延慶二年(一三〇九)十一月八日の「報恩院殿備忘条々家領奉行人々他」(九条家家領文書)には家領奉行人として、前中納言一条頼藤卿に村田庄、船木田庄、新田庄の庄務を執行させてゐる。さらには貞治二年(一三六三)十二月十九日に作製された「船木田庄年貢散用状」には「在国間雜事時料」とあり、下向代官の存在を裏付けてゐる。しかし、この下向代官が二条頼藤であるかどうかは詳かではない。

(11) 欠年文書「光明峯寺殿初年惣処分状断簡」に「年貢例布五百段」とあり、綱が当庄において重要な産物であつたことが知られよう(九条家家領文書)

(12) 慶長三年十二月五日「武州多西郡小宮領草花郷地詰帳」

(13) 永原慶二氏「中世村落の構造と領主制——小村Ⅱ散居型

村落の場合——」（「中世の社会と経済」所収）

(14) 木村礎氏「近世の新田村」

(15) 例えば、西多摩郡羽村町五ノ神部落に形成された中世村落（板碑によって実証される）は「まいまいず井戸」を中心に形成されたものであり、掘抜き井戸の技術が未熟だった当時であって、まいまいの形態をとらざるを得なかった。この井戸は現在においても部落共有であり、隣接する五ノ神神社とともに集落の中核をなすものである。

五ノ神部落は多摩川の水を直接用いるという方法を避け、その水位まで掘下げて井戸の水を利用するという工夫がなされている。

もちろん、多摩川の東側と言えども、若干見られる支流には小規模な集落が存在していたことは知られており、武蔵野台地の切れる舌状台地に挟まれた水利条件のよい場所には、はやくから集落は発達している。

ただ、ここでは多摩川の東側に広がる扇状地の大部分をなす平坦部を対象にした新田開発は近世を待って大規模に行なわれたことは事実である。

三、国人領主としての平山氏

平山氏が本質地とした地域は武蔵国多西郡平山郷及びその周辺であることはほぼ確実と言える。前述したように平山郷は中世にあっては東福寺領船木田本・新庄に含まれていた。

武蔵国における国人領主制の展開（段木）

船木田庄については杉山博氏の「武蔵国多西郡船木田庄について」¹⁶⁾がよくまとめているが、現地に散見される断片的な史料を加味することによって、船木田庄と平山氏との関係が、ある程度まで解明し得る。

現地史料の中には白山神社経塚出土文書「如法経奥書」¹⁷⁾のように、平安時代の仁平四年（一一五四）五月の年記を有するものも含まれるが、その多くは中世後期に集中している。

杉山氏は船木田庄の伝領、南北朝期の状況及びその消滅について論究され、きわめて示唆に富む論文を発表された。ここでは平山氏と船木田庄との関係についてのみ論じていきたいと思う。

一九五九年の歴史大会の中世史部会で、平安末期の領主制を論じた内田実氏は、私領主の例に千葉氏をあげた。¹⁸⁾これに対して安田元久氏はむしろ「東国の武蔵七党や、相模の渋谷氏のような中堅層の場合を例とすべきで」¹⁹⁾あると批判している。

すなわち、領主制研究の焦点になり得る中堅領主層として武蔵七党をあげた理由はとにかく、これら領主層はせいぜい数鄉村に散在所領を有する程度のものであって、十二世紀の諸内乱において、一騎早駆けする武者でしかなかった。

武蔵国においては下総千葉氏のごとき比較的强大な領主権を確立せしめた武士は見当らない。²⁰⁾平山氏も横山氏もともに中堅領主層の典型として現われている。

船木田新庄が東福寺に寄進されたのが建武元年（一三三四）であり、本庄もまた至徳二年（一三八五）には東福寺領になっている。²¹⁾しかるに、当庄の地頭及び下司代官はきわめて不鮮明といわ

ざるを得ない。

延慶二年(一三〇九)十一月八日の「報恩院殿備忘条々、家領奉行人々他」⁽²³⁾は次のように記している。

家領奉行人々

二条前中納言 頼藤卿

村田庄 船木田庄地頭

新田庄己上河所臨時
恩也、可在意

すなわち、摂関家は下級公家前中納言二条頼藤に庄務をとらせ
ており、具体的には村田庄、船木田庄及び新田庄の三庄園の事務
を分担させ、在地支配を行なっているのである。

船木田庄は注記してあるように地頭請所であった。年代は詳か
ではないが、やはり下級公家資親が庄務を行なっているように、
庄園支配の新しい方策として実務面に下級貴族の起用が見られ
る。

鎌倉時代を通して御分国である武蔵国に所在する庄園支配は、
ただ無策に手をこまねいていたのではなく、実務的下級公家の起
用という形でなされていたのである。

このように実務的下級公家の下に地下代官が存在していたこと
は充分考えられる。実務公家が直接下向して来たかどうかは別と
しても、延文六年(一三六一)の年貢散用状に見られる「在国間
雑事時料」とか、貞治元年(一三六二)の同じく散用状の記事「在
国雑事」などから、京都より代官が年貢收受の時期だけに在地に下
向して来たであろうことが知られるのである。その期間がどの程

度のものであったかは不明ではあるが、常に京上年貢額をはるか
に上廻ることは、その任務がきわめて重要な意味を有していたら
うことは確かである。

恐らく下向代官は在地にいる間、地下代官を使って任務を果し
たと思われるが、このような地下代官とはどのような者か史料に
は現われて来ない。ただ、応永年間に船木田庄の全年貢を対押し
得るような在地武士、すなわち平山参河入道がいたことは、平山
氏が単に平山郷の領主であっただけではなく、船木田庄全域の地
下代官ではなかったかと推測出来ないものであろうか。平山氏が
地下代官であったとすれば、国人層を形成する郷地頭の系譜にあ
る土豪らを叫合し得るし、はじめて武州南一揆衆を結成し得るの
である。

次に船木田庄内の地頭について考察して見たい。前述したよう
に当庄は地頭の請所になっている。鳥栖観音藏鐘銘⁽²⁴⁾は次のように
記している。

武州船^(木田)新庄、北河口郷鳥栖寺鳴鐘、元応二庚申十一月廿日、
大壇那地頭^(河口カ)信阿、大勸進阿闍梨^(口)賢

船木田新庄北河口郷には元応二年(一三二〇)に地頭(河口)
信阿がいたことを明らかにしている。

また、同じく由比郷には堀内と称する地名がある。

正応六年三月五日、於武州船木田庄内由井^(堀)内郷御堂書寫了、

右筆教道(26)

堀内は地頭が所有する区域で、領家の検見をも拒否し得る地頭権の強い性質を有する地域である。(26)

この由比郷を本貫地とする由比氏と、かつて鎮西奉行を務めた天野遠景の流れを汲む天野氏の関係については、すでに奥野高広氏が考証されておられるが、正和二年(一一三三)五月二日の北条熙時下知状は天野肥後三郎左衛門尉顯茂と同次郎左衛門尉景広が、亡父新左衛門入道觀景の遺領武藏国由比本郷、遠江国奥山郷避前村及び美濃国柿御園をめぐって所領争いをして見られる。

天野肥後三郎左衛門尉顯茂と同次郎左衛門尉景広相論亡父新左衛門入道觀景遺領武藏国由比本郷・遠江国奥山郷避前村・美濃国柿御園等事、

右、就訴陳状、欲有其沙汰之処、去月廿八日両方和与畢、如顯茂状者、右所々者、自亡父觀景之手、去正応二年三月卅日顯茂讓得之処、景広号帶徳治三年六月十七月讓状、令押領之間、就訴申、番訴陳、相互雖申子細、所詮以和与之儀、顯茂所得内由比本郷参分考但屋敷、堀内等者、参分式乃内仁付、美濃国柿御園半分遊渡干景広畢、次所載正應讓状景広分遠江国大結・福沢并長門国岡枝郷等者、任讓状、景広知行不可有相違云々、如景広状者、彼所々者、自亡父觀景之手、徳治三年六月十七日景広讓得之処、顯茂号得正應二年三月廿日讓状、雖番訴陣相互以和与之儀、由比本郷参分

武藏国における國人領主制の展開(段木)

考但屋敷、堀内、参分式内・美濃国柿御園半分、顯茂令避之間、止沙汰畢、次号載正應讓状景広分遠江国大結、福沢・長門国岡枝郷者、可為景広分云々者、早守彼状、向後無違乱相互可領知之状、依鎌倉殿仰、下知如件、
正和二年五月二日
相模守平朝臣(花押)(28)

右に引用した史料については、すでに奥野氏の詳細な解説があるので省略するが、由比本郷を支配する天野氏が、この小村落を三分の一及び二に分けて支配し、その内に屋敷と堀内も含めていゝことは、天野氏がこの地に地頭職あるいはそれに近い地主職を有していたと見ることが出来る。

そして、事実、天野新左衛門入道觀景の姑尼是心はこの地に居住し、この地で死去している。

時代はかなり降るが、天正十六年(一五八八)五月廿八日の年記を有する日吉山王社所藏繪馬額裏書には次のように記している。

武州多西郡引田村当領主日奉朝臣平山右衛門大夫也、此家中某令知行当所内、有山王権現古跡

東福寺文書その他の史料に見られる平山郷と、この引田村とが同一地域であるかどうかは詳かではないが、少くとも平山氏もまた一定地域の鄉村を領有する在地領主であったことがうかがえるのである。さらには、後述するように、平山郷を特に「平山分」

として年貢を課していることは、平山郷が平山氏により一円支配されていたことを思わせる。かつ、応永二十六年の室町幕府奉行人下知状⁽²⁰⁾に明らかのように、船木田庄全域にわたる京進年貢のすべてを数年間も対捍し得るほどの力は、たんなる郷地頭では不可能なことと考えられるのである。

以上のような諸点を勘案すると、船木田庄には、かつては一人の地頭が設置されたことがあったかも知れないが、鎌倉時代末期には郷ごとに地頭が置かれていたことは、ほぼ確実であろう。

船木田庄に存在する村落が、それぞれ独自の共同体、すなわち、谷戸集落の形態をとりつつ郷地頭が配置されていた。郷地頭は庄田を請所とし、独自の領地である屋敷地・堀内を耕作しながら、谷戸農民を支配する。支配の具体的な内容は明らかではないが、谷戸田に不可欠な湧水・溜池又は流水を管理し、勸農権を掌握していたと思われる。

もちろん、地頭職を有しながら庄園を請所としているように、庄園の職の中に存在価値があって、地頭職自体が制度的には庄園体制の補完的な役割でしかない一面を持っている。しかし、村落共同体の中心に位置しながら、直営田や庄田及び新開田のみならず、畠地・在家・屋敷地から炭釜にいたるまで掌握⁽²¹⁾することは庄園体制のカテゴリーからは解決し得ない。田地以外の支配は特に東国においてはきわめて重要な意味を持っており、生産の主要部門が島作であったことは大きく注目して行きたい。

註

(16) 日本史研究 四一号 所収

(17) 書写如法経奥書

観普賢経

大歳甲戌仁平四年九月□時許 於武藏国多西郡船木田御庄内長隆寺西谷書写了 勸進僧弁智 結縁者僧忠尊

(18) 内田実氏「平安末期「領主制」研究の一視点——私領主と荘園領主との関係——」(歴史学研究 二二三号 所収)

(19) 歴史学研究 二二三号 五四頁

(20) 拙論「東国における領主制の形成——下総千葉氏の場合——」(法政史学 一八号 所収)

(21) 「東福寺領諸庄園文書」及び「至徳二年長滴散用状」(東福寺文書)

(22) 九条家家領文書

(23) 「光明峯寺殿初度惣処分状断簡」(九条家家領文書)

(24) 新編武蔵風土記稿及び武蔵名勝図会に収録されているが、現在この銅鐘はない。

(25) 金沢文庫所蔵華嚴五教章上巻指事奥書(金沢文庫古文書十輯一六三頁)

(26) 安田元久氏「守護と地頭」一五二—三頁

(27) 奥野高広氏「由比源三と北条氏照」(府中市史料集五所収)

(28) 天野家文書(尊経閣文庫所蔵)

(29) 東福寺文書

(30) 天野家文書(尊経閣文庫蔵)の文保元年(一一三七)六

月七日付の和与状の中に

「以和与之儀、源三郎屋敷地除打越炭釜一口内三分一并避
前村等半分巨細避与尼是勝者也」と見える。

四、散用状の分析

船木田庄を理解するために最も良い手がかりは、現存する数通の年貢散用状である。とくにその中で「下行」分は南北朝期の激動する時代を、ある程度まで浮彫りにして見せる。下行分とは庄園を維持するために必要な費用であるが、第2表は若干の字句の相違にとらわれることなく、内容の共通したものを項目ごとにとめてみた。

まず、項目を説明すると、寺納分はその年に実際京都に送達された額であって、請所としての契約額ではない。例えば、貞治二年では守護契約高は二〇貫文であるにもかかわらず、当進年貢高はその五分の一の四貫文であった。

運送分は船木田庄から京都へ寺納年貢を送付するための運搬費であって、当進替賃などと記載されているところから、当時すでに高度に発達していた為替制度を利用していたことは確かである。

国雑用分は延文六年に見られる「在国間雑事時料」というように、最初は直務代官が downward して年貢の受取りをしていたが、至徳二年には「国雑用方」というように地下代官が年貢の收受を行なっている。

武家方酒手分は領家が船木田庄を確保するために、管領・守護

武蔵国における国人領主制の展開（段木）

第 2 表 下 行 分 内 訳

項 目	1361年 (延文6年)	1362年 (貞治1年)	1363年 (貞治2年)	1385年 (至徳2年)	用 語
寺 納 分	貫 文 3,000 (23%)	貫 文 3,000 (24%)	貫 文 4,000 (21%)	貫 文 15,600 (26%)	京進、守護沙汰料足、当進、寺納
運 送 分	700 (6%)	700 (6%)	800 (6%)		夫上用途、上銭、当進替賃
国 雑 用 分	4,450 (34%)	6,000 (39%)	10,000 (53%)	26,000 (44%)	在国間雑事時料、在国雑事、国雑用方
武家方酒手分	2,000 (15%)	3,000 (24%)	4,000 (21%)	18,000 (30%)	守護方遣、守護代酒手、守護使引物、守護代一献料、管領進物郡使欠物、梶原、大石、芝、小河原方一献料
そ の 他	2,500 (20%)				穴戸殿点心、教言冬装物、教言切符
計	13,000 (100%)	12,700 (100%)	18,800 (100%)	59,600 (100%)	

・守護代をはじめ在地有力武士に進物を贈って、年貢等の対捍をしないように依頼する経費である。

福田豊彦氏は鎌倉時代における御分国内庄園の年貢は、北条氏の責任において雑色をしてその吏務に当らせた⁽⁹⁾としてゐるが、船木田庄では地頭による年貢徴収が守護の責任によって行なわれ、下向代官に引続がれ、領家方代官が為替制度を利用して京進しているのである。鎌倉時代には地頭請所になっていた当庄が、貞治二年には「守護方契約」として史料に現われると同時に守護代クラスに対しては一献料として相当額の支出をしており、かつ、管領が忠節の功により、地頭・国人クラスに諸公事を五ヶ年間に亘って免除するとしてゐることは、具体的に見て福田氏の説が一般的であつたと考えられない。

恐らく領家方による庄園支配はかなり執拗に行なわれたと見なければならぬ。御分国内庄園支配に當つて実務的な公卿を起用し、室町時代に入つてすら代官を下向させ、庄園経営を続けていたのである。しかし、これらの努力も十四世紀が終りに近づくと至徳二年には、この下向代官制は崩れており、在地代官によつて全面的に年貢徴収が行なわれている。

このような推移を数字の上で追つてみよう。在地において徴収する年貢総額に対して、寺納分は延文六年から至徳二年にかけて約二五%を占めるに過ぎない。この率が東国に所在する庄園から京進される平均的率であるかどうかは今後十分検討されなければならぬ問題ではあるが、一応の目安として考えるならば、きわめて低い割合を占めていると見なければならぬ。

国雑用方は最初、下向代官及び在地代官の吏務的必要経費としての性格が強いが、時には全年貢に占める割合が五〇%を上廻るという事実は、少くとも年貢徴収に際して、在地武士でもある地下代官の占める地位が実質的にはきわめて重要であつたことが知られよう。

すなわち、地下代官と見られる平山氏が船木田庄において在地領主制の展開を見せ、応永年間には全年貢の対捍という著に出たという事実は、船木田庄全域に対する平山氏の立場を重視しなければならぬ。

このことは、寺家の下向代官制が崩壊したにもかかわらず、国雑事料がほとんど変化してゐないことから、御家人代官平山氏、すなわち、国人層を軽視出来ないという面が出て来るのである。年貢徴収に當つてそれが保障されるためには、船木田庄と直接又は間接に関係を有する武士に対して、少くとも庄園の経営に對する不干渉を取り付けておく必要があつた。最初は守護及び守護代に進物あるいは一献料という名目で全年貢の一割五分をそれに當てたが、時代が降るにつれて、その対象が広げられ、かつ、一献料の量が増大していった。すなわち、上は管領から守護・守護代・守護使・国人層まで拡大され、遂には全年貢の三〇%というように、わずか二五年たらずの短期間に増大されていったのである。これは武士階級の階層整備に伴つて、寺領庄園に介入する武士層が重層化して来たためではなからうかと思われるのである。

船木田本庄は十四の郷村に亘つており、新庄は八郷村に及んで

いる。このうち本庄及び新庄の耕地を同時に含む郷村は六つで、平山郷は本・新庄の耕地を共に含んでいる。しかも、他の郷村に較べてその年貢高が群を抜いて多く、全庄の総年貢高の三六%以上を占めている(第1表参照)。このことは平山郷が船木田庄の中核的村落であったことを示すものである。

さらに、ここできわめて重要な点は、平山郷が時には平山分と記載されていることを見逃すわけにはいかない。すなわち、明らかに平山郷に対する年貢が平山氏によって一括請負わされているのではないかと思わせるからである。

他の郷村と異った記載方法は、平山氏が平山郷において開発領主の系譜を有し、強力な一円的土地支配の貫徹を行っていたと理解できよう。このことは、国人層の地域的領主制が形成されたという従来からの見解を、この奥武蔵の地においても確認できると考へる⁽³³⁾。

平山氏を国人層とする論拠について、応永二十年(五月)十日の関東管領足利持氏下知状を引用する。

甲洲凶徒并地下^(附) [] 一備中次郎 [] 平山三河入道駆向之由、注進之上者、不日令進発、合力平山可致忠節之状、如件

応永廿年^(五月廿) [] 十日⁽³³⁾

武州南一揆中

これは、足利持氏が武州南一揆衆に対して平山三河入道に合力して甲州勢を防ぐと共に、地下の動きに対処しよう命じ、平山

氏を中心にして軍事行動を展開せよと下知したものである。しかし、この史料だけからでは平山氏と武州南一揆衆との関係は十分解明されない。

この事件が四年後に同じく持氏は次の下知状を南一揆中に与えている。

政所方公事等^{除日供} 事、就今度忠節、自今年五ヶ年所免除也、可存知其旨之状、如件、

応永廿四年十二月廿六日

南一揆中⁽³⁴⁾

そして、この下知状を根拠に平山参河入道は船木田庄の全年貢を対捍したため、東福寺の雑掌有本は室町幕府に訴え、室町幕府奉行人は守護代長尾尾張入道に次のように命令している。

東福寺雑掌有本申、武蔵国多西郡船木田庄領家職年貢之事、多年知行無相違之处、爰当国諸公事五ヶ年間、号御免、平山参河入道彼年貢銭対捍云云、太以不可然、所詮不可被准自余公事上者、止平山違乱、可被全寺務之由也、仍執達如件

応永廿六年三月六日

長尾々張入道殿

治部丞(花押)⁽³⁵⁾
左衛門(花押)

以上の諸史料から、平山参河入道は武州南一揆衆の中心的人物であったことは疑問の余地がない。

武州南一揆衆はまぎれもなく在地の武士であり、寺務を妨害し、年貢を対捍している。平山氏の例に見られるように、船木田庄内において、郷村を一円支配し、かつ、地下代官職を利用して庄園全域に強固な支配権を確立しているのである。

この外、由比氏あるいは天野氏が由比郷に堀内を設定し、在家支配はおろか炭釜支配をも行なっているように、船木田庄内には在地武士による別個の権益が形成されることによって、はじめで、強力な領家職対捍が展開されたのである。

すぐれて土着性の強い国人層の郷村単位による一円支配の展開の上に、守護代としての大石氏や長尾氏が中間武士層として存在していた。³⁶⁾かれらは一献料を領家東福寺から受けており、室町幕府奉行人から「止平山違乱、可被全寺務之由」を執達されており、その命令が遵行されたかどうかは別として、平山氏のような国人層の動きを直接指揮し得ると京都室町から思われていた階層はこれら守護代であった。

このことは関東管領という中間職制を排除して、守護代クラスを直接掌握しようとする指向が、室町幕府権力の具体的な政策の一端だったのではなからうかと考えられるのである。

また、一揆衆というように一括把握されている「衆」とは複数で行動する在地武士集団であることは言うまでもなく、きわめて同族意識の強い集団であり、崩壊の過程にある惣領制に現われる形態であろうと思う。守護代は常にかれらを集団のまま家臣化しており、武州南一揆衆の例をとるならば、他国からの侵略の阻止及び農民支配の貫徹にこれら国人層を利用しているのである。

このような支配組織の変化の中で国人層は郷村単位の一円支配を容易になし得た。当然そこには直接農民を支配し、勸農権をも行使しているがために甲州からの凶徒の侵略、地下の反乱に対して、いち早く平山参河入道は馳向うことができたのである。しかも、かれが少くとも旬日の間これらの動きに対処し得たし、注進に従って関東管領足利持氏が一揆衆に対し、平山氏に合力するよう命令を発し得、かつ、その侵略を阻止し、地下の反乱を鎮圧できたのである。

このことは、平山氏のような一郷または数郷を支配していた国人層に、ある程度の武力が常に準備されていたことを明らかにしており、このことはさらには名主のような農民層に武士化傾向があったことを裏付けている。

マルクスは「資本論」の中で「封建制的生産は、できるだけ多数の臣下の間への土地の分割によって特徴づけられている。封建領主の権力は、どの主権者の権力とも同様に、彼の地代帳の長さではなく臣民の数に基づくのであって、この数は自営農民の数によって定まった。」³⁷⁾として、その註に日本の例を引用している。すなわち、封建制的生産様式は多くの臣下と自営農民の数によって決定されるものであり、臣下の数は自営農民の数によって決定されると説明している。

谷戸集落の支配に止まる平山氏が、隣国からの侵略と地下の反乱に数日に亘って対処し得た事實は、平山氏が動かし得た兵力、恐らく自営農民を含めた兵力はその数において決して少なかったとは考えられないのである。

註

- (31) 福田豊彦氏「頼朝の雑色について」史学雑誌七八ノ三
- (32) 稲垣泰彦氏「日本における領主制の発展」(「歴史学研究」一四九号)、網野善彦氏「農村の発達と領主経済の転換」(「日本経済史大系2 中世」所収)
- (33) 阿伎留神社文書
- (34) 阿伎留神社文書
- (35) 東福寺文書
- (36) 守護上杉氏によって武蔵国守護代に任ぜられた大石氏は鎌倉公方の命令を遵行し、戦いに際しては武州南一揆衆のような中小領主を動員し、かつ、鎌倉公方が掌握していたと言われる關所地の処分命令の実行をするなど、直接在地領主を掌握していた(杉山博氏「守護領国制の展開」(岩波 日本歴史 中世3)九八頁)。
- 長尾氏は上杉禪秀(氏憲)の上野国守護代であったが、禪秀が失脚のちも山内上杉氏から守護代としての職を追われることなく、引続きその職にあった。
- (37) 青木文庫「資本論」第四卷一〇九七頁。
- なお、その註に「日本は、その土地所有の純封建的組織と、その発達した小農民経営とをもって、たいていはブルジョアの偏見によって口授された吾々の歴史書全部よりも、ヨーロッパ中世の遙かに忠実な像を提供する。」と記している。

武蔵国における国人領主制の展開(段木)

五、国人領主の農民支配

国人層による農民支配の実態を検討することは容易ではない。少くとも船木田庄に関する史料からはこの問題に近づくことは不可能であるが、船木田庄の庄田を含む比郷に支配権を持つ天野氏に関する文書の中に次の下知状がある。

天野肥後左衛門尉景茂法師法名觀興、今者死去、女子尼是勝本名勝勝、代泰知、兄次郎左衛門尉景広代盛直、同弟三郎左衛門尉頭茂代朝親等相論由比尼是心觀景、姑觀景、遺領遠江国大結・福沢両郷・避前村・武蔵国由比郷内田畠在家源三郎、作三郎事、

右就訴陳状、欲有其沙汰之処、各和平畢、如朝親去月廿五日状者、由比尼是心遺跡武蔵国由比本郷内源三郎屋敷頭茂知行分、遠江国避前村等中分事、右就干是心養女尼景勝訴訟、番訴陳、雖遂問答、以和与之儀、源三郎屋敷除打定、地定、炭釜一口内三分一并避前村等半分目六畢、避与尼是勝者也、但避前村代官屋敷者、可為頭茂分、同村内中辺名代官屋敷者、可為是勝分、若彼屋敷交量避前屋敷之処・不足者、於不足分者、以頭茂分可入立之、又諏方社号大、毘沙門堂等者、可為頭茂分、八幡号四、十二所權現者、可為是勝分、次源三郎屋敷内社一所号二十、四所官者、可為頭茂分、御堂宅所是心、是心、可為是勝分、然則云頭茂分注文、云是勝分注文、為後証、両方所令加判也、於自今以後者、任彼状、相互無違乱可領知云々、如泰知同状者、子細同前云々、如盛直同廿七日状者、由比尼是心遺領武蔵国由比本郷内源三郎屋敷・田畠・在家

并炭釜景広知行分・遠江国大結・福沢河村等中分事、右就是心養女尼是勝訴訟、番訴陳、雖遂問答、以和与之儀、所去渡源三郎屋敷内田島・在家景広知行分并大結・福沢半分於是勝也、但今無坪付以下委細目六之間、召上地下之注文。無後煩之状、来月中可書渡是勝方、次是心跡炭釜一口内大分卷、可為是勝分云々、如泰知同状者、子細同前、此上不及異儀、早任彼状可致沙汰之状、依鎌倉殿仰、下知如件、

文保元季六月七日

相模守平朝臣(花押)
武藏守平朝臣(花押)⁽³⁸⁾

すでにこの文書を広く紹介された奥野高広氏は、詳細な解説をもされておられるので、ここでは小豪族による農民支配の形態を考えるだけにとどめる。

この鎌倉幕府による下知状が出される四年前、すなわち、正和二年(一二三三)五月二日にも鎌倉將軍家下知状が出されており、その時には頭茂と景広が父天野親景の遺領を分割相続している。しかし、由比氏の養女となっていた景勝がこれを不服として訴訟を提起したため、幕府から文保元年(一二三二)六月七日に右の下知状がこれらに与えられたのである。

四年前に頭茂・景広の兄弟によって由比本郷は三分の二と三分の一に分割された。その際堀内並びに屋敷までも同様に中分されたのである。恐らく是勝は由比本郷すべてを割譲するよう訴えたものと思われるが、下知状の内容は次のとおりであった。

1 頭茂分とされていた源三郎屋敷(ただし、打越地は除く)並びに炭釜一口の内三分一を是勝に与える。
2 御堂卷所を是勝分とする。御堂は是勝の母是心の墓地である。

3 景広知行分とされていた源三郎屋敷、田島、在家並びに炭釜は是心の遺領であり、是勝に渡す。

4 是心跡炭釜一口のうち六分の一は是勝分とする。

以上によって、由比本郷はあらまし是勝のものになった。もと、由比本郷はこの地の土豪由比氏の所領であり、姻籍関係を結んだことよって天野氏の所領になろうとしたものである。由比是心の養女になった是勝は頭茂・景広とは兄妹の關係にあったが、ともかく、幕府下知状によって由比氏の所領として確保されたのである。

ここで注目したいことは、由比氏という国人領主が源三郎屋敷(由比氏屋敷か)、田島、在家は勿論炭釜に到るまで、きわめて細部に亘る支配権を確立していたという事実であろうと思う。しかも、その炭釜一口の年間生産量を詳細に知っていたがために「炭釜一口内三分一」とか、「炭釜一口内六分卷」という分割が可能であったのである。

国人層が田島・在家の支配と共に炭釜に到るまでの支配権を確保していたことは、土地支配と共に替金され得る木炭の生産をもともに掌握していたことを意味しよう。

天野氏は当地における国人領主ではない。そのためにもやがては由比郷の所領を失なうことになるのだが、一時的には横領され

ながらも由比氏は所領の保全に懸命な様相を見せる。このことは長い年代に亘る由比氏の支配権が強固であり、かつ、排他的であったことが理解される。

安芸国志芳庄東村地頭職をはじめ、美濃・遠江・河内諸国に所領を持っていた天野氏は、由比本郷にもいぜんとして所領を有している。³⁹⁾

応永八年(一四〇二)六月日の天野頭忠から頭房への讓状には

一所 武藏国由比本郷大畑村三分方并木藤次屋敷

と見えており、寛正三年(一四六二)十二月十三日の天野家氏・弘真から弘氏への讓状には

一所 遠江国由比本郷大畑村三分方

と記載されている。

右の二点の史料を比較して国名を間違ふなどという点から少くとも半世紀の間に天野氏による由比本郷の支配権が完全に消滅したと見られる。やがて天野氏は毛利氏の家臣になって行き、一方由比本郷は由比源三郎の支配を受けるように、散在所領の否定が全国的に進んで来る。

このような全国的な趨勢は国人層の農民支配がきわめて高度な精密さをもって行なわれたことも大きな原因の一つに数えられる。

武藏国における国人領主制の展開(段木)

由比氏による屋敷―田畠―在家―炭釜といふかならずしも一連の關係がないとしても、一般農民住居とそれに付屬する屋敷畠、炭釜の詳細な支配権の確立は、ある程度まで単婚農業経営の実体を認識した上での支配体制であろう。すなわち、三浦圭一氏も指摘するように「名主のもとにあつて家父長制的な支配をうけていた奴隸的乃至は農奴的な隷屬民が、それぞれより自由な身分にむかつて解放をかちえ、またより安定な経営にむかつて自立を遂げつつあつた」のであり、国人領主による単一農民支配、すなわち不十分なながらも純封建的組織の展開として認めることは出来ないものであろうか。

木綿導入の歴史的意義に注目された安良城盛昭氏は「荘園体制社会解体過程に木綿が朝鮮より伝来され、近畿・東海以西の地域に木綿生産が急速に普及し(中略)、かかる事実が、大家族より小家族への移行を可能とした要因の一つと認められる」とし、大家族農業経営(傍系親族を含む奴隸制的経営形態)から小家族農業経営(直系親族のみによる農奴制経営形態)への移行を麻生産から木綿生産への關係に焦点を合わせて論じておられる。

武藏国における綿作経営については管見の及ぶところではないが、慶長三年に作製された「武州多西郡小宮領草花郷地詰帳」には圧倒的に綿作耕地面積が多い。朝鮮より伝来された木綿が、きわめて急速にこの奥武藏に普及し、畠作の相当部分を綿作経営に移行させた事實は、国人層の農村支配の在り方に、それを可能にした純封建的組織への指向を注目したい。

ただし、鎌倉幕府の天野・由比氏に対する鎌倉時代末期の一連

の下知状の中に「源三郎屋敷内田畠・在家」という文言は、いぜんとして名主を中心とした理解の仕方であり、在家を独立した農業経営形態としてはとらえていないと思われる。一方では炭釜の年間生産量を知った上で、その六分の一を分割するとかというまでに細部に亘る支配権を確立しながら、このような跋行的な矛盾は直ちに国人層が解決しなければならぬ課題として前面に現われて来る。

国人層と農民との階級闘争は、国人をして在地から遊離させる余裕を与えることなく、地下の反乱という形で国人層を土地に釘付けし、さらには、国人層を統括する守護代は国人層の非法を停止させよという幕府命令を執行することをなし得ない。このような事から、中間階級として現われた国人層の階級的矛盾を今後明らかにして行く必要がある。

国人領主が在家、炭釜など組部に亘る支配権を確立して行くために、すなわち、農民に対する支配権を確立するために、かれらは一揆衆という共通階層の組織を結び、「狭隘な谷地田型所領と血縁同族結合の枠を克服しはじめた姿」⁽⁴³⁾をとり、在家が領主の直接賦課の対象となることは、農業生産の飛躍的な発展を可能にするものである。

一揆衆を結合することによって支配権を維持しようとする国人領主層は、村落共同体と対決するという基本的な性格を持っていった。国人層間の相互の連帯は、少くとも庄園諸職から遊離するものではなく、庄園制的郷村としての散的谷戸田を請所とし、その職を中核に成長しながら、庄園体制内にその階級的存立理由を

見出すのである。

武州南一揆衆に見られる谷戸集落の支配、すなわち、細流河川及び湧水等の用水支配を通して一円支配を指向しながらも、同族的な色彩の濃い一揆結成である限り階級的矛盾の解決にはならぬ。

農民と階級的対決を強める国人領主層の姿は、領国経営における守護大名と戦国大名の基本的相異を浮彫させるに効果ある課題であろうと思うし、家臣団との関係を究明することの方が効果的であるとすると小和田哲男氏の説⁽⁴⁴⁾よりも問題の深層を解明するに効果があると考える。

註

(38) 天野家文書(尊経閣文庫)

この文書も奥野高広氏が「由比源三郎と北条氏照」(府中市史料集 五)で紹介しておられる。

(39) 応永八年(一四〇一)五月日 天野頭忠讓状(天野家文書)及び、寛正三年(一四六二)十二月十三日、天野家氏・弘真讓状(同)

(40) 奥野高広氏「由比源三郎と北条氏照」

(41) 三浦圭一氏「惣村の起源とその役割」(下)史林五〇巻 第三号 六一頁

(42) 安良城盛昭氏「太閤検地と石高制」二三二頁

(43) 足利持氏下知状(阿伎留神社文書)

(44) 永原慶二氏「日本の中世社会」三〇二頁

(45) 網野善彦氏「農村の発達と領主経済の転換」(日本経済

史大系 2 中世 所収) 一〇七頁

(46) 小和田哲男氏「戦国期在地領主の存在形態」(日本史研

究 一〇七号所収) 二一頁

六、むすびに

応永二十二年(一四一五)七月六日に書写し終った岩走神社所蔵大般若経第四〇五巻の奥書には「武州多西郡横山船木田新庄小比企郷」と記入されており、さらには応永三十四年(一四二七)三月晦日にやはり書写完了した円福寺所蔵大般若経残冊三〇〇巻の奥書には「武州多西郡横山庄由井郷大幡宝生寺」と記載されている。

前者は横山庄と船木田新庄が一体化したような庄園名になり、後者は船木田庄であるべきものを横山庄と記している。このような間違いが京都などのような遠隔地においてなされるならばともかく、現地において行なわれたことは、庄園制度そのものがあきらかに形骸化していることを意味している。

船木田庄の初見史料は仁平四年(一一五四)の年記を有する白山神社経塚出土文書如法経奥書⁽⁴⁷⁾であり、横山庄は建暦三年(一一二一三)五月の吾妻鏡に見られる。すなわち、横山庄と船木田庄とはまったく別個の独立した庄園として存在していたのである。それを現地において間違えるということは、どうしても考えられないことである。

この別個の二つの庄園が意識的にしろ、あるいは無意識的にしろ混乱して書かれていることは、単に文章上の問題ではなく、庄

園制度そのものを拒否しようとする在地の動向にその原因を求めなければならない。

八王子市史は応永末年には船木田庄の名称を記載する史料がなくなることを指摘しているように、⁽⁴⁸⁾ 応永年間には武蔵国多西郡において、体制としての庄園制度は崩壊したものと見てさしつかえないと言えよう。

畿内及び西国に残存する強固な庄園制度ときわめて対照的な体制の相異は、武蔵国が御分国であり、守護請であったと共に、国人層が階級的矛盾を内蔵し、変質しつつある農民との対決を強いられながら、かれらを直接掌握しようとする指向をとっていることを見逃してはならない。

このためにも、国人層と農民との階級的な対決の姿をさらに究明することを今後の課題にしたいと思う。

註

(47) 近年の発掘によって発見されたもので、八王子市山木白山神社に所蔵されている。

(48) 和田・横山氏の乱において、横山庄は大膳大夫、すなわち大江広元に勲功の賞として与えられている(建暦三年五月七日条)。

(49) 八王子市史 下巻 三五六頁